

重要事項説明書

(令和 7年 月現在)

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 博光会
代 表 者 名	理事長 富 島 三 貴
所 在 地	(住所) 熊本市南区御幸笛田6丁目7番40号
連 絡 先	(電話) 378-1166 (FAX) 378-1762

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事 業 所 名	医療法人博光会 御幸病院訪問介護事業所
所 在 地	(住所) 熊本市南区御幸笛田3丁目10番10号
連 絡 先	(電話) 284-1050 (FAX) 284-1982
事業所番号	【定期巡回随時対応型訪問介護看護】4390103556
管理者の氏名	井上 真理子

(2) 事業所の職員体制

職員の職種	常勤	非常勤
	(人)	(人)
管 理 者	1	
計画作成責任者	1	
オペレーター	7	
訪問介護員	8 (兼務)	

※上記の職員数は必要に応じて増減する場合があります。

(3) 事業所の営業日等

営 業 日		月	火	水	木	金	土	日	祝	その他 年間の 休 日	なし
		○	○	○	○	○	○	○	○		
営業時間	平日	24時間									
	祝日	24時間									
通常の事業 実施地域	① 熊本市										

※ 特別な需要がある場合はこの限りではありません。

3 サービスの内容

(1) 定期巡回サービス

訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話

(2) 随時対応サービス

あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス

(3) 随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

(4) 訪問看護サービス

訪問看護が必要と判断され、ご利用者の同意のもと、連携する訪問看護事業所の職員が訪問し看護職員等がご利用者の居宅を訪問して療養上のお世話、または必要な診療の補助を実施

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、法定代理受領サービスの1割が負担額となります。

一定以上の所得がある方は利用料金が2割もしくは3割負担になります。

(介護保険負担割合証に記載されている負担金の通りになります)

【負担額】 要介護1～5の方については、別表の通りです。

【加算】

初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内の期間 または、30日を超える入院後に利用を再開した場合	30単位/日
総合マネジメント体制強化 加算Ⅱ	利用者の心身の状況や環境を踏まえ介護職員や看護職員等の多職種協働により、個別サービス計画を随時適切に行った場合且つ病院または診療所等に対し日常的に情報提供を行っている場合	800単位/月
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	各種加算・減算を加えて算定した単位数の22.4%を乗じる	

※ただし、介護保険適用でも、保険料の滞納等により、事業所に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者に一ヶ月分の利用料金の全額をお支払い下さい。
利用料金のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

(2) 利用料金のお支払い方法

利用料金は、金融機関口座からの引き落としとなります。〈(株)セディナとの契約〉

現金にてお支払いの場合は、集金に伺います。

※入金確認後に領収書を発行いたします。

◆利用者の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ利用者又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、介護保険で2人派遣サービス提供となります。

5 事業所の目的

当事業所は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し適正な訪問介護を提供することにより、居宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、また家族の生活もよりよい状態にするために支援することを目的とします。

6 事業所の運営方針

要介護状態にある高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介助その他生活全般にわたる支援を行います。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏 名	
	電話番号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号	

8 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡するとともに、管理者に報告し、必要な措置を講ずるものとします。

9 秘密保持

事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。なお職員でなくなった後においても同様とします。

10 虐待防止について

事業所は、人権の擁護・虐待の防止等の為に、下記の対策を講じます。

(1) 防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 井上真理子
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) 防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに委員会での検討結果を職員に周知徹底します。

11 ハラスメント対策

当事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場（業務中）において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業関係が害されることを防止するために、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) ハラスメント防止の方針等を明確化し、訪問介護員等に対し周知・啓発を行います。
- (2) 訪問介護員等からの相談に対して適切に対応するために必要な体制の整備を行います。

12 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2. 従業者に対し、業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的に行います。また、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更します。

13 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、周知徹底します。
3. 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
4. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

14 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所 お客様窓口	窓口責任者	井上 真理子
	ご利用時間	午前 8：30～午後 17：30（月～土）
	連絡先	電話 096-284-1050
	連絡方法	窓口や電話等での申し出

◆ 公的機関においても次の機関で苦情申し出等ができます。

★ 熊本県国民健康保険団体連合会（国保連）

所在地 熊本市東区健軍1丁目18- TEL 096-214-1101（代）
対応時間 9：00 ～ 17：00

★ 熊本市介護保険相談窓口

所在地 熊本市中央区手取本町1-1 TEL 096-328-2347
対応時間 9：00 ～ 17：00

★ 南区役所 福祉課

所在地 熊本市南区富合町清藤405番地 TEL 096-357-4129
対応時間 9：00 ～ 17：00

令和 年 月 日

当事業所は、訪問介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 訪問介護サービス提供責任者 _____ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問介護サービス内容及び常用事項の説明を受け、秘密事項の取り扱いも含めて同意いたします。

利 用 者 氏 名 _____ 印

家 族 氏 名 _____ 印

代理人（選任した人） 氏 名 _____ 印

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私（ ）および家族（ ）は、御幸病院訪問介護事業所が、私及び家族の個人情報を下記の利用目的の範囲内で取得、使用及び介護サービス事業者等に提供することに同意します。

1. 利用期間

定期巡回・随時対応型訪問介護看護提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 計画書作成のため
- (2) サービス事業者間の連携とサービス担当者和議での情報提供、サービス担当者に対する照会（依頼）のため
- (3) 医療機関、社会福祉法人、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、行政機関、その他必要に応じた地域団体等との連絡調整のため
- (4) 主治医の意見を求める必要のある場合
- (5) 事業者内のカンファレンス（症例検討）のため
- (6) 介護認定審査会、地域包括支援センターへの情報提供
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 緊急を要する時の連絡等の場合
- (9) 在宅において行なわれる学校等の実習への協力
- (10) 上記の各号に関わらず、公表してある「利用目的」の範囲内

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は利用目的の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しないこと。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさないこと。
- (2) 個人情報を使用した会談の内容などについてその経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

家 族 住 所

氏 名 印

続 柄（利用者との関係）